

経済安全保障推進会議運営要領

経済安全保障推進会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議において配布された資料は、原則として、公表する。ただし、議長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
2. 会議の内容については、会議終了後、記者ブリーフを実施する。
3. 会議の議事概要を公表する。ただし、議長が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないものとするすることができる。
4. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。